

議案第9号

養父市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

養父市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月26日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市手数料条例の一部を改正する条例

養父市手数料条例（平成16年養父市条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1 農業振興地域に関する証明の項の次に次のように加える。

非農地証明その他農事に関する証明	1枚	300円	
林地台帳の閲覧	1回	300円	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第9号 養父市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行				改 正 案			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
手数料の種類	単位	金額	付記	手数料の種類	単位	金額	付記
納税証明	1件	300円		納税証明	1件	300円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
被害証明	1枚	300円		被害証明	1枚	300円	
農業振興地域に関する証明	1枚	300円		農業振興地域に関する証明	1枚	300円	
				<u>非農地証明その他農事に関する証明</u>	<u>1枚</u>	<u>300円</u>	
				<u>林地台帳の閲覧</u>	<u>1回</u>	<u>300円</u>	
不在籍証明	1枚	300円		不在籍証明	1枚	300円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2及び上記以外の諸証明、諸交付手数料	1枚	300円		別表第2及び上記以外の諸証明、諸交付手数料	1枚	300円	